

八尾市告示第303号

令和7年度八尾市教育施設消防用設備等及び防火設備点検業務について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和7年6月10日

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 入札に付すべき事項

- (1) 件名 令和7年度八尾市教育施設消防用設備等及び防火設備点検業務
- (2) 業務場所 令和7年度教育施設消防用設備等及び防火設備点検業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおり。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務内容 仕様書に定めるとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和7年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）（以下「入札参加資格者名簿」という。）において、取扱業種が大分類「施設・設備の保守点検」小分類「消防設備（火災報知設備・消火・避難用等）」で登録されていること。
- (2) 仕様書に定める要件を満たす本件入札に係る業務を業務期間において確実に履行できること。
- (3) 令和2年度以降に官公庁・公社等の発注業務において、本件入札に係る業務と同種の業務実績を有する者であること。なお、「官公庁・公社等」とは、国、地方公共団体、特別法に基づき設立された地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条各号に掲げる法人をいう。

(4) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）及び本件入札に係る業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）を受けていないこと。

(5) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

3 一般競争入札参加資格審査申請書等

公告の日から令和7年6月16日午後5時までの間に本市のホームページに一般競争入札参加資格審査申請書等の様式（仕様書を除く。）を掲載するので、これらをダウンロードすること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

4 仕様書

仕様書については、入札に参加を希望する者であって、電子メールにより申込みを行った者に対し、電子データにて配布する。

(1) 申込受付期間 公告の日から令和7年6月16日午後5時まで

(2) 申込先 八尾市教育委員会事務局教育施設課

電子メールアドレス gakko-unei@city.yao.osaka.jp

(3) 申込方法 電子メールの本文に「会社名」、「会社の所在地」、「担当者名」及び「入札参加資格者名簿の登録番号」を必ず記載すること。

5 入札参加資格審査申請手続

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 契約実績報告書及び契約実績を証する契約書又は取引証明書等の写し

(2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参して提

出しなければならない。

6 入札参加資格審査申請受付

- (1) 受付期間 公告の日から令和7年6月16日までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (2) 受付場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館7階

八尾市教育委員会事務局教育施設課

7 入札参加資格の審査及び通知

申請書類により入札参加資格を審査し、入札参加資格を認められなかった者に対しては、令和7年6月17日までに理由を付して通知する。

8 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に対する質問は、電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 公告の日から令和7年6月19日午後5時まで

イ 問合せ先 4(2)に定めるとおり。

ウ 電話連絡先 072-924-8551（直通）

- (2) 受け付けた質問及びその回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対して令和7年6月23日までに電子メールにより通知する。

9 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、入札参加停止措置、入札等排除措置又は営業停止処分を受けている者
- (2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

10 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所本館 7 階

八尾市教育委員会事務局教育施設課

11 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

12 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和7年6月25日（水）午後4時00分

(2) 場所 八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所本館 4 階 入札室

13 入札の中止等

(1) 入札に参加する者の数が2に満たない場合は、入札を中止する。

(2) その他入札の中止等については、建設工事等競争入札心得第5条に定めるところによる。

14 落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、落札者とならないことがある。

ア 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であること。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

15 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は建設工事等競争入札心得第7条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、

無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

16 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、入札等排除措置若しくは営業停止処分を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

17 その他

入札参加人数は、1事業者1人とする。

18 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館7階

八尾市教育委員会事務局教育施設課

電話 072-924-8551（直通）

電子メールアドレス gakko-unei@city.yao.osaka.jp